

山梨県公報

第百八十二号

令和三年

四月十二日

月 曜 日

目次

| | |
|--|-----|
| ○甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹 川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画の変更案の縦覧 | 一六三 |
| ○身延都市計画の変更案の縦覧 | 一六三 |
| ○富士北麓都市計画の変更案の縦覧 | 一六四 |
| ○都留都市計画の変更案の縦覧 | 一六四 |
| ○大月都市計画の変更案の縦覧 | 一六四 |
| ○上野原都市計画の変更案の縦覧 | 一六四 |
| 人事委員会 | |
| ○令和三年度山梨県警察官採用試験(春季試験)の第一次試験試験会場の決 定について | 一六五 |
| 公安委員会 | |
| ○一般競争入札について | 一六五 |

公 告

● 甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計
画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画の変更案の縦覧
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を
変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のと
おり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更
案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計
画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画、富士川都市計画 都市計画区域の整備、開
発及び保全の方針(甲府盆地七都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課
甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
西八代都市川三郷町高田百十一番地一 峡南建設事務所都市計画・建築課
甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

山梨市小原西八百四十三番地 山梨市都市計画課
韮崎市水神一丁目三番地一号 韮崎市建設課

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市建設部都市計画課
甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市都市建設部都市計画課

笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市建設部まちづくり整備課
甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市都市整備課

中央市臼井阿原三百一番地一 中央市都市計画課
西八代都市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町まちづくり推進課

富士川町青柳町三百二十五番地二 富士川町都市整備課
中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町都市整備課

四 縦覧期間 この公告の日から令和三年四月二十六日まで

● 身延都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を
変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のと
おり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更
案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(身延
都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課
西八代都市川三郷町高田百十一番地一 峡南建設事務所都市計画・建築課

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町建設課
四 縦覧期間 この公告の日から令和三年四月二十六日まで

● 富士北麓都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（富士北麓都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市都市基盤部都市政策課

南都留郡西桂町小沼千五百一番地一 西桂町企画財政課

山中湖村山中二百三十七番地一 山中湖村総合政策課

南都留郡富士河口湖町船津千七百番地 富士河口湖町都市整備課

南都留郡忍野村忍草千五百十四番地 忍野村企画課

四 縦覧期間 この公告の日から令和三年四月二十六日まで

● 都留都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都留都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

都留市上谷一丁目一番一号 都留市産業建設部建設課
縦覧期間 この公告の日から令和三年四月二十六日まで

● 大月都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大月都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

大月市大月町花咲千六百八番地十九 大月市産業建設部地域整備課

四 縦覧期間 この公告の日から令和三年四月二十六日まで

● 上野原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上野原都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市建設産業部建設課

四 縦覧期間 この公告の日から令和三年四月二十六日まで

人事委員会

● 令和三年度山梨県警察官採用試験（春季試験）の第一次試験試験会場の決定について
令和三年度山梨県警察官採用試験（春季試験）の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

令和三年四月十二日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

| 区分 | 試験日 | 試験会場 |
|-------|--|---|
| 第一次試験 | 令和三年五月九日（日） （受付時間）午前八時三十分から午前八時五十分まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー 1南側 | 山梨学院大学 甲府キャンパス （甲府市酒折二丁目 四番五号） |

公安委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年四月十二日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量 山梨県警察行政文書管理システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和四年三月一日から令和九年二月二十八日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部警務課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部警務課文書・情報公開担当 電話〇五五二二一〇一〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和三年五月六日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月六日）の交付

時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和三年五月二十八日(金) 午前十一時 山梨県警察本部(防災新館)二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和三年五月二十七日(木) 午後四時までに山梨県警察本部警務部警務課文書・情報公開担当(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和三年五月二十四日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(五月二十四日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる

契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部警務課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Equipment for comprehensive official documentation management system of Yamanashi Prefectural Police. 1 Set

2 Date and time for tender: 11:00AM May 28, 2021

3 Bureau in charge: Police Administration Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kohtu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110